九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

団体論研究序説

相本,宏 九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/1825

出版情報:法政研究. 51 (3/4), pp.1-32, 1985-03-25. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係: が、

個々の構成員の集合 (=組合)

には法人格を認め得ないとする(法人実在説的見解)。後者の立場は、

団体につ

団 体 論 研 究 序 説

相 本

宏

はじめに

団体の統制権をめぐる問題

 \equiv 団体規制をめぐる問題

四 おわりに

は じ め に

成員の集合と考える立場である。法人論では、前者の立場は、 あるように思われる。一つは、団体として、構成員を超える実体を認める立場であり、 法人格が与えられる対象が団体である場合、その団体をいかにとらえるかについて、 構成員を超える実体 (=社団) 大きく言えば、二つの立場が 他の一つは、団体を個々の構 には法人格を認めうる

提にして、

否認説的立

場が有力であるとは言えないように思われる。

たとえば、

労働組合の統制権に関しては、

団体の実在を前

団体論に

おいては、

かならずしも、

本稿では、

法人否認説的立場に立って、

団体

団体には統制権が当然に内在するとする立場が有力である。

法

人論に

おい

ては、

今日、

法人否認説的立場が有力になって来ているが、(1)

ととをするための技術と考える(法人否認説的立場)。 13 てこのような区別をせず、 法人とは、 構成員の連名で契約 訴 訟 登記等をするかわりに、 団体の名でこの つような

が巨大化し、 よりよく守られうる、 本 貝の合意・ 特に労働 ている。 稿では、 メ説を参考にし 組合の統制 契約に基づいて認めるべきだと思われるが、 団体の統制権をめぐって我が国と同じような問題状況にある西ドイツで、 団体が個々の ながら、 権の問題を論じてみたい。 と考えていることにあると思われる。 契約説の基礎づけを試みてみたい。 構成員の利益を抑圧しているという認識の下に、 団体を個々人の集合とみる立場からは、 我が国では、 私はフルーメとこの点でも基本的には同一 フル 1 このような立場はなお少 メが契約説を主張した実践的意図は、 個 々の構成員の利益は契約説に基づい 近時契約説を主張してい 団体の /数説である。 統制 権 は、 の立場に立 個 近時 ح 々 るフ の 0 構成 団 72 体

を考えると、 あり方を規制しようとする立場が有力に主張されている。 ツ団体等は公的な存在となっ ることで構成員の利益の保護をはかろうとする見解が有力な潮流として存在している。 でも共通に存在しているが、 ところで、 このような立場に対する態度決定が必要であると思われる。 団体が巨大化し、 ているので、 14 ドイ 団体が個々の構成員の利益を抑圧する傾向があるという認識 ツでは、 その内部秩序は民主的なものでなければならないとし、 このような状況に対して、 今日、 我が国でも、 団体の内部組織のあり方を公法原理 本稿では、 政党法の制定が問題になっていること フ すなわち、 ル 1 は、 メ の契約説とこのような 我が国 労働組合や 団体の内部秩序 一でも西 12 ・スポ 従 F わ イ ッ

法人

立場とが、 団体規制という大きな観点からみた場合、 7 か なる関係に立 つの か を明らかにすることをもう一つの

題としたい。

(1) との点については、相本宏「法人論」民法講座1一三一頁以下参照。

- 2 契約説を主張する労働法学者としては、久保敬治教授がおられる(久保敬治「労働組合の統制権とその限界」久保=下井
- 3 Flume, Die Vereinsstrafe, Festschrift für Eduard Bötticher, 1969, SS. 101-141 ・労働法を学ぶ人のために一七一頁以下、 久保敬治「労働法(四版)」七一頁以下参照)
- (4) Vgl. Flume, a.a.O., S.102.

一、団体の統制権をめぐる問題

⑴ 契約説の基礎づけ

(7) 団結権説、団体固有権説批判

団体には統制権が内在するとする団体固有権説との対立が見られる。 労働法学者の間では、 労働組合の統制権を基礎づけるのに、憲法二八条の団結権保障に根拠を求める団結権説と、 蓼沼教授によれば、 「団結権説は、 労働 組合の

障されていることに結びつけて強調しようとするものであるが、 内部統制権 懲戒権が普通の団体のそれより強度に認められることを、 団体固有権説も、内部統制権・ 市民的な結社の自由と別に団結権がとくに保 懲戒権の 強度は団体

の種類・ 性格に応じて異なり、労働組合についてはある範囲で普通の団体の場合よりこれが強度に認められることを 結果においては両説の間に決定的な違いがあるわけではない。」ということであるが、

は 承認しているから、 特に、 労働組合には普通の団体より強度な統制権が認められる、 ということを強調し たいがために、 団体固定 団結権説 有権

権説論者も含めて、

労働組合には普通の団体より強度な統制権が認

説とは別に

主張され

ているといってよい。

問題は、

そのように言いうるか、

である。

労働法学者の間では、

団

体固

体として、

どのような団体が考えられてい

るのか、

が問題である。

団結権説を強調される、

蓼沼教授、

横井教授

められる、

とする見解が有力であるが、

普通

の

ても、 ば 各団体の な ストライキをしているときに、 のに対しては強力な統制権が必要とされる。 ことがわかる。(9) 社交団体といっ 団体と労働組合とを対比するならば、 お の、 え方からすれ ならしめていく、 加 営利団体を想定しておられるのではない 団体にみら かすものであ r Jに は よる集団行動そのもののうちにあるとされ、 株式会社では、 構成員が、 ずである。 目的との関係で決まるのである。 ば れない特殊事情に由来するとしながら、 政党、 つるか、 た非営利団体と対比するならば、 厳密に 特殊 その政党・ 強弱は、 基本的には、 宗教団体においても、 せ • は、 労働組合的事情であって、 r J本来、 ぜ 宗教団体の 労働組合の統 C_{ij} スト破りをする組合員がいた場合、 種の比喩的説明であるにしかすぎないであろう。. (8) 株主の除名といったことは問題とならないからである。 同質的なものについてしかいい 統制権の強弱を問題にすること自体が問題かもしれない。 目的に反する政治活動 か 制権 たとえば、 と思われる。(6) そして各団体において、 構成員の直接参加による集団行動が重要であるし、 労働組合の特殊性といわれたものが、 ح 懲戒権を、 他の団体にはみられないところである、とされ、 の事情が、 労働組合に 他の 団 そして、 体 他 のそれとの強弱を問題にすることは、 組合員にたいする労働組合の統制もしく 0 宗教活動 お 団 えない 横井教授は、 強力な統制権が生ずるが、 r J体のそれよりも ては、 7 かなる場合に強力な統制権が認められ からである。 でをし その目的である労働条件の た場合には、 労働組合の本質を組合員の直接的 」とも言われる。 『より強い』 労働組合の かならずしも、 しかし、 P は 政党や宗教団体 集団 ŧ 統制 というの ŋ 強力 政党、 0 たし それ であ 行動をみだすも 権 「このような な 改 そうでは は懲戒 宗教団: は かに 自体 懲戒 いるとは 統 制 0 たとえ 背理 を必 12 75 る 権 カゝ 営利 め が **‡**3 な を r_{J} 生 12 は 他、

確定できることである。(12)は、各団体の当事者が団 ても、 ずるの 条を引き合いに 制 12 対し 権をもつことは っであ 政党の場合の 労働 る。 朗組合に また、 出す必要も わ が ように強い 団 おい 紳士 国ではほとんど考えられ 労働組合に特に 体 ない を形 て、 淑 と思 成し 統制 組合員が政治活動をする場合、 女の社交団体では、 た目的、 われ 権 が 強力 る。 生ずるかは疑問である。 すな な統制権が存在するわけで な () わち当事 ちょっ 各団 者間 体に とし この合意 それ たス おい 7 牛 て、 が わ ん 仮に組合が ヤ . || 契約 や、 は 15 ン な かゝ ダ 7 宗教活 0 なる場合に強力な統制 ル し 中 が 味 決 除 を明 名理 動 ح め のことを認めるために憲法二八 17 75 政治 5 つ 由 7,5 かゝ 12 に て 路線と異なる場合で な は りうるの すること 労働 権 が認められ 組合が強 である。 は じ ح めて あ る r J統 か れ

とのことは していな 確 次に、 では 団体固 ない () 団 体法理 ように思 たとえば、 有権説は、 から肯定さ わ 故三島 れ る。 団体 教授 れることで に は は、 統制 権 構成員 あ が <u>る</u>jj 内在する、 と述べ が 統 制 7 権 と主張するだけ おられ 12 服 す る る が、 0 は で、 そもそも団体法理とは. そ 0 団 法的根拠づけ 体に 加 入し たてとに 12 つ 何を意味するの r Jて よる は、 明 0 で 確 あって、 な 説 か 明 が

為が 制 約 うるように見えるが、 íZ 裁規定がない ま 実は、 た あ が なけ 団 7 ŧ, れば、 体 契約説に対しても投げ 固 有権説 規 場合でも、 約 切統制権を行使し得ない、 12 は、 規定が そのようなことが果して妥当であ 団体は 団体に な ζ 限 かけられてい 構成員に対して、 は b 統制 除名が 権が内在する、 で とする立場もあ る疑問なのであるが) きな 戒告、 75 と主張するのであ の るか、 か 譴責、 る 3 13 という疑 という疑問が生ずる。 罰 金 この説に対しては、 0) 賦課、 問 るが、 かゞ 生じ 権利停止、 よう この主張 (この疑問は) 逆に、 もちろん、 からすると、 除名といっ どんなにひどい 固有権説 た統 すぐ次に見るよ 定款 制 0 処 P ,違反行 公分を行 中 規 12 約

- (5) 蓼沼謙一「労働組合の統制力」労働法大系(1)二一四頁
- $\widehat{6}$ 蓼沼教授は、 決定的要素となることを意味する」といっておられる(横井芳弘 る一般の社団について、「社団にとっては、法人格の取得が、その本来的な活動である財産的取引活動を遂行するための で社団として考えておられるのは、営利的団体だと思われる。 生ずる利益を構成員に分配する営利団体とは異なる」といわれる 「労働組合は、構成員各自に共同の事業に基づく財産的利益を均霑させる民法上の組合や、 「労働組合の統制権」季刊労働法七七号三一頁)。ここ (前掲書二一六頁)。 横井教授は、労働組合と対比され 共同の事業から
- (7) 横井·前掲書三五頁。
- (8) 横井•前掲書三五頁。

10

- 9 同旨、三島宗彦「労働組合と統制権」山中康雄教授還曆記念・近代法と現代法三二三頁以下。
- この意味で、安枝教授の次のような見解は注目に値する。「労働組合の統制権の法的根拠は**、** ず、また、団結自治を承認するかぎり、団結としての労働組合に対して、その構成員に及ぼす統制権が与えられなけれ う抽象的契機を完全に無視するわけにはいかないのではあるまいか。 なかにある。なお、 訷「労働組合の政治活動と統制権についての一試論」日本労働法学会誌四七号七四―五頁)。 安枝教授と私との差異は、 員が除名その他の統制処分に服せしめられることを強制せられるのだろうか、という疑問にもとづいている。」 者=組合員の合意=契約意思によって、原則として確定されるべきである。右のことは、何らの合意の契機もなく、 権利を労働組合という団体を組織することによって実質的に行使・享受しようという、組合結成ないし加入のさいの労働 と組合員との関係において行使されるものであるから、統制権の及びうる範囲もしくは限界は、 ならないのである。ただし、このようにして労働組合に法的に承認せられた統制権は、団結自治の内部すなわち労働 条の団結権に、これを求めることができる。団結権の保障はコレラートの関係として団結自治を承認することにほかなら 由が一定程度制限されざるを得ないことを考えれば、労働組合の統制権を根拠づけるにあたって、 -統制権の及びうる範囲もしくは限界」だけでなく、「統制権の法的根拠」をも、 加盟そのもののうちに、 西谷教授の見解も注目に値するものである。「……労働組合の統制によって労働者の市民としての自 組合の基本的目的の達成のために組合の決定に従って規律ある行動をとること、 すなわち、 労働者による組合の結成もしくは組合へ 組合員の合意=契約で基礎づけるかい わが国においては憲法二八 労働者ゆえに与えられた 組合員自身の合意とい そしてそのと

係」労働法律旬報八七三号一六―七頁)。この西谷教授の見解には、私も全面的に賛成したい。 に合意したかということ――によって限界づけられざるを得ないこととなろう。(西谷敏「労働組合の政治活動と内部関 労働者が組合の結成や組合への加入によっていかなる内容の組合活動に関していかなる内容の市民的自由を放棄すること に、統制権の根拠として労働者の合意という契機を無視し得ないとすれば、統制権の範囲もその合意の内容――すなわち とを担保するために組合に統制権を委ねるということについての暗黙の合意があるということを前提にしないかぎり、 合員個々人の自由を制約する組合の統制を法的に十分には根拠づけられないと考えられるのである。」「以上述べたよう 組

(11) 三島・前掲書三三〇頁。

- 12 たとえば、団体固有権論者である故三島教授は、 さえあれば、懲戒は可能である、という立場をとっておられる(三島宗彦「労働組合についての諸問題」社会法綜説(上) たとえ規約中に懲戒に関す規定を全然欠いていたとしても、
- 13 たとえば、萩沢教授は、懲戒規定がまったくない場合や、 三九号六一頁)。 は、統制権の行使としての懲戒を行なうことができない、 一二三一二四頁)。 懲戒の種類が書いてあって、 とされる(萩沢清彦「組合の統制について」日本労働協会雑誌 懲戒事由がまったくない 場 合 17

点 は、 も統制権の行使は認められないことになるが、 立場では、 れている場合には、これらの統制処分の権限が契約に基づく、と説明でき、 (口) 次のようなことがあると考えられる。 と思われる。にもかかわらず、従来、労働法学者の間で契約説が賛成者を見い出しにくかった理 契約説は、 契約説 組合規約中に明文の規定 統制処分の内容である、 団結権説、 団体固有権説はいずれも、 (制裁事由、 戒告、 「統制権の根拠を団体と構成員との間の合意に求める、 譴責、 そうした見解にも賛成することはできな 制裁手続などに関して) 罰金の賦課、 統制権を根拠づける説得力のある理論とは考えられない。 権利停止、 がないかぎり、 統制権の根拠を明確に示し得る理論であ 除名等が組合規約 () 7 争議時に使用者の指示の かに緊急不可欠の場合で (=契約) 7 わゆる契約説の 由の一つとして に規定さ この

もとに組合破壊工作をなすような組合員がいたとき、規約の不備という理由だけで除名などの制裁が認められないと 統制権の存在意義は失われてしまうほかはない。」 (4)

ては、 社団法人の場合、定款に特に規定がなくても、 解決される。 いうことを主張するものではない。たとえば、売買契約において、契約後に目的物が当事者の責に帰すべからざる事(5) な結果になるのか、 ながら、 係のような継続的契約関係においては、 されるべきであり、 いなくても、 由で滅失した場合にどうするか、 が認められる 構成員と団体関係を継続するよう他の構成員に強いることが困難な事情 ム に基づいて、 この故三島教授の批判は、 コ トヲ得サル事 法律上除名に関する規定が存在せず、 「関係者の生活活動に強力に介入する法律関係は、 統制権の具体的発生根拠は規約に求める説にも当てはまる批判である。問題は、 判例は、 同様に、民法上の組合において、 組合は民法六八〇条に従って、 (民六八〇条参照) 由」がある場合には、 である。 「正当ノ事由アル場合」には、総会の多数決で除名が認められるべきである。ドイツにおいても(ほ) 法律上規定がないにもかかわらず、 契約説は、当事者間の関係がすべて当事者によって決められていなければならない、 契約説に対してだけでなく、 を当事者が特に決めていなくても、 脱退や除名の法的性質は、 解除や脱退が認められる 当事者の自由を拘束する度合が強いので、存続期間を定めた場合にも、 その組合員を除名できる。しかし、 法の欠缺が存在する。この法の欠缺は民法六八○条の類推によって補 組合契約を守らない組合員がいる場合、 重大な事由がある場合には、 統制権の根拠については、 有限会社の社員の除名を認めている。(18) 重大な事由が存在する場合、早期に解消しうる」との原則 解約告知であるが、 (民六二八条、六七八条二項参照)。 危険負担の規定 (=「正当ノ事由」)がある場合には、 除名を認めるが、 民法上の社団法人や労働組合に関 団体関係のような継続的契約関係 団結権説、 (民五三四条) 当事者が特に取り決めをして 契約説に立てば、このよう 通説 団体固有権説に立ち 団体関係や、 判例である。 に従って問題 同様に、 雇用関 ある 除名 ع

えるべきである。(19) 12 おいては、 当事者 が 特に取り決めをしていなくても、 民法六八〇条を類推し て、 除名を認めることができる、 と考

説 を形成した目的、 の方が妥当な結果をもたらすように思われる。除名が「正当ノ事由」に基づいてなされたかいなかは、 Þ けでなく、権利停止、 実質的な差異は存しないとも言える。 はり、 団体には統制権が内在するとする団体固有権説が言わんとするところも、 明確に指摘することができるからである。 特に規約に規定がなくても、 問題のある理論といわざるを得ない。また、 すなわち当事者間の合意=契約を基礎として初めて正当に評価しうるのであるが、 罰金の賦課、 譴責、 除名が認められる、 しかし、 戒告等も規約に規定がなくてもなしうる、という結果を認めることに 団体固有権説は、 除名の際の「正当ノ事由」の有無を判断する場合にも、 という趣旨だと考えれば、 団体には統制権が内在すると主張するため、 団体においては、 契約説と団体固 正当な 有 権説 ح 事 当事者 のことを契約 由 その 除名だ が団 間 になり、 12 体 は

われる。。 次のような問題意識がある。 ては、 般的根拠はともかく、 な手続をへて統制権を行使しうることは当然であろう。 裁規定を欠如し、 る久保教授は次のように言われる。 なお、 統制処分については規 これらの説では、 従来労働法学者の間で組合の あるい 統制権が発生するための具体的根拠は組合規約であるとする説が有力になりつつあ は制裁事 規約に規定がなけれ 約上 0 由等について明記した規定を欠如している場合にも、)明文の条項の存在を必要とする。(1) 統制権の行使は規約における所要規定の有無にかか 「社団説においては統制権を組合固有の権利とみるわけであるから、 統制 権を強調する見解が ば除名もなし得ないということになる。 これに対し、 有力であっ 規約準拠説 久保教授がこのような主張をされる背後には た ことへの反動 (契約説のこと― 正当な事 たとえば、 わりがないとする議 からか、 由さえあ 契約説 近 筆者注) 時 は 規約 を主張 れ るように思 統 論 制 12 は 中 権 お 12 制 あ

(14)三島「労働組合と統制権」三二九頁。

を害することになると思われる。

- (16)民法上の組合では、「組合員ノ除名ハ正当ノ事由アル場合ニ限リ他ノ組合員ノ一致ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得」となってい(15)との点については、原島重義「契約の拘束力」法学セミナー三四五号四三―四頁参照。 議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする、と規定している。民法上の社団法人や労働組合では、行使された るが、民法上の社団法人や労働組合などでは、他の構成員の一致を要求することは無理である。総会の多数決で除名が認 有効投票の過半数で決議が成立すると解されているが、除名の場合も、これでよいかは検討に値する問題であろう。 められるべきであろう。なお、消費生活協同組合法四六条は、組合員の除名につき、総組合員の半数以上が出席し、その
- (四) Vgl. Coing bei Staudinger, BGB, 12. Aufl., § 35 N.39. Heinrichs bei Palandt, BGB, 42. Aufl., § 25 Anm 4 g
- (≅) BGHZ 9, 157(161).
- (19) ドイツにおける継続的法律関係についての学説を紹介するものとして、 法大系(1)があるが、そこに、次のような示唆的な記述が見られる。 「……継続的債務関係の一般的徴表はその告知可 田中整爾「継続的法律関係とその特性」現代契約

るか、である。

統制処分としては、除名の他に、

戒告·

譴責

罰金・権利停止などが行われるが、これらも罰として

も同様に問題となる。しかし、

ドイ

ツにおいても、

我が国と同様の処分

の要素をもっていることは明らかである。これらの処分が許されるか、

てれらの処分が許されることは当然のこと、とされていたように思われる。

行

われており、

判例

通説は、それを、

社団

は罰権力をもっているから、

というてとで認めてきた。

しかし、

フル

(Kündbarkeit) である。告知はその大抵は法律によって規整されているが、法律が予見していない場合には、 て、告知が可能であり、このことは、六二六条(雇傭の場合)、六九六条(寄託の場合)、七二三条一項(組合の場合)因にもとづき、換言すれば二四二条(給付における信義誠実の原則)にもとづき契約への束縛が期待できないことによっ の法的類推からも可能である。」(一八三頁)。

20 たとえば、久保「労働組合の統制権とその限界」一七五頁、 口浩一郎「労働組合法」四二頁参照。 東京大学労働法研究会「注釈労働組合法(上)」二一二頁:

Ш

- (1) 久保「前掲書」一七五頁。
- (22) 久保「前掲書」一七五―七六頁。

(2)

罰としての除名等が許されるか。

から、 なくない。たとえば、 その場合、除名は特に罰的要素をもっている訳ではない。しかし、除名が明確に罰として行われることも世 は罰として行われていると言ってよい。というのは、 しての性質をもつものではない。たとえば、 契約説に立って、 、告知のためだけなら、あえて除名をする必要はないからである。 除名の問題を考える場合、 ある構成員が脱退届を出しているにもかかわらず、これを認めず、 構成員が会費を払わない場合、団体から除名されることがありうるが、 除名の 構成員が既に告知としての脱退の意思表示をしているのである 法的性質は解約告知である。この告知は、 問題は、 このような罰としての除名が許され 除名する場合は、この除名 かならずしも、罰と 間では少

我が国では、

検討してみるべき問題だと思われる。

が確定されねばならない、とする。(26) 罰 利的団体では、 る。我が国でも、 て彼を罰することになるなら、 私的社団には属さないと、言う。 れないとする。この他の名誉罰、 ればならない。 ての除名・社団罰金、その他の名誉罰においては、被処分者の名誉が害されることになるが、名誉罰を科する権限は れていない。このため、社団の本質から罰権力を基礎づけることはできない、というのがフルーメの批判の一つであ フルーメは、 (Vertragsstrafe) のみが許される、とする。そして、罰としての除名や社団罰金(Vereinsgeldstrafe) フル このような事項に属しないから、というのである。そして、社団罰が、関係者の名望を減少させ、 1 統制権は問題となっていない。それ故、団体の本質から統制権を基礎づけることは問題だとい かくして、営利団体、 このように考えると、 団体には統制権が内在するというとき、団体として考えられているのは、 通説· 判例は、 社団罰を科することはただちに違法 社団は、 例えば、役員資格の一定期間の剝奪、 非営利団体を問わず、除名は解約告知としてのそれだけが許され、 フルーメの批判は、 社団には罰権力が内在するというが、経済的社団には罰権力が存在するとは 社団自治の原則に従って、 我が国の団体固有権説にも当はまることがわ (rechtswidrig) となり、従って無効であること 社団の事項を自ら規律する権限をもつが、 叱責処分なども、 許されないとする。(25) 非営利的団体であり、営 かる。 罰金は違約 かくし 罰とし わなけ 社員 3

フル

]

メ説に従うコーイングは、

債務者が契約上の義務に違反した場合、

懲戒罰による名誉の減少に服するという

51 (3-4 • 12) 472

で あ âi 、 契約は、 ような契約は、 良俗(gute Sitten) 契約上の義務の履行につき名誉を担保に入れることと同様、 において承認されている人間の尊厳に合致せず、 許されないとする。つまり、このような 良俗に違反し、 無効である、と言うの

を、 は当事者の契約によって基礎づけなければならない。 イントとなると思われ フ jν ζì 1 かに考えるべきかは困難な問題である。 メ・コーイング説に従えば、 る 当事者の名誉を減少させるような罰は、 社団には当然に罰権力が内在するという立場をとらない限り、 この場合、 名誉罰は良俗に違反し無効と解するか、 許されない、ということである。 7 なかがポ

これ

- 23 Flume, a.a.O
- Flume, a.a.O.
- (2) Flume, a.a.O., S.116ff.
- 26 Flume, a.a.O., S.125f
- 27 Coing, Das Privatrecht und die Probleme der Ordnung des Verbandswesens, Festschrift für Werner Flume Band I, S. 438.

者の名誉に関係するが、 認 は 心めない 追 ヴァ 加的に公に与えられる賞金を約し、逆の場合には、 (0) イトナウアーは、 のであるが、 ヴァ イトナウアー フル フル 例として、 ーメ・コーイングと異なり、名誉罰を当事者が約束することを良俗に違反するとは考えな 説 Ì メ説と異なり、 ヴァイトナウアーは、 誰れかが建築家に一定の報酬で建築設計図を注文し、特にうまくできた場合に 良俗に違反しないとする。つまり、 フルーメ説に従って、 公に批判する権利を約した場合を想定し、後者の場合、 社団には罰権力が内在するということを 一定の範囲内で、 人格権の処分は

- (%) Weitnauer, Vereinsstrafe, Vertragsstrafe und Betriebsstrafe, Festschrift für Rudolf Reinhardt, S. 182f.
- 29) 訳は、山田晟「ドイツ法概論Ⅰ」二三二頁によった。
- (3) Weitnauer, a.a.O., S.183.

点についての私見はまだ十分に固まってはいない。まず、フルーメ・コーイング説に対しては、次のような疑問があ る。われわれが団体を結成した場合、われわれはその団体の目的を促進するためさまざまな義務を負う。 被除名者の名誉を不当に害していると思われる場合も少なくないように思われる。 うか。これを肯定することには、私は躊躇を覚える。しかし、他方、現実の団体生活においては、罰としての除名が 違反した者が他の仲間からの批判・批難を甘受しようと約束するとき、その約束が良俗に違反すると言いうるであろ (1) 検討 契約説に立っても、罰としての除名やその他の名誉罰が許されるか、については説が分れうる。この たとえば、 団体の構成員の思想的 この義務に

つな には 理等の領域にとどめ、 派、少数派に分かれているような場合には、 ナウアーに賛成して、 を感じるのである。 う実質を失い、 がりが密接な政党・労組においては、 躊躇せざるを得ないし、 人身攻撃的なものになりがちである。このような実態を考えると、 しかし、 法的問題としては、告知としての除名と違約罰のみを認めるフル 名誉罰を一定の範囲内で肯定したいと考える。 批難の行きすぎは、 義務違反をした場合に仲間の批難を甘受すると約束することを良俗違反と主張すること 除名の場合の批判が、 叱責、 名誉毀損等でチェックすることも可能であるから、 権利停止などの名誉罰も、 とかく感情的になりがちである。 義務違反者への 義務違反者への 1 メ・ 仲間 コ ーイング説に また、 仲間の批難 の批判 私は、 団 ヴァ 体が 批 は、 魅力 多 倫

(3) 理由を付さない除名が許されるか。

る。 に立って、 定款や 1 イツに 規約に理由を付さずに構成員を除名できるとする規定をお 団体 お いては有効説が有力である。 0 問題を考える場合、 契約自由の範囲をどこまで認めうるかという問題として、 我が国では、このような問題は論じられていないようであるが、 いた場合、 その規定は有効 か> この問題 がここで は 0 問 契約 で

フル な 事情によっては、 いように思われ 構成員が社団機関の い除名は、 1 イ ツに メは、 お いて、 罰的性質をもつので許されないとし、 ٢ る。 . "ウ 具体的ないし明示的理 1 というのも、 75 恣意に服することは、 ル 5 の見解は今日では全体主義的と評価され批判されるべきである、 はやく契約説を主張したトゥー 社団 は、 由なしの構成員の除名を要求しうるから、 構成員に比べて、 一三八条-これとは別に、 -良俗違反の法律行為は無効である―― ル は、 共通の、 有効説を主張し 理由を付きない除名は、 それ 故高次の た。 というのである。 (31) すなわち、 利益を代表してお とする。 平等取扱原則 除名の 0 そして、 限界を越えては これに ŋ 問 題 理 その により 12 対 由 お 利 を rJ付き て

が、その言わんとすることは次のようなことだと思われる。ある団体において、同じような違反行為を数人の構成員 がした場合に、ある構成員は、 てい ば、その関係は権力関係になる。 利益一般というものは存在しないのであって、 このため、 れないともいう。平等取扱原則によって、構成員関係は法的関係になるのであって、 分に守られうると考えられるので、この問題ではフルーメ説に賛成したい。 を与えることになってしまうと思われる。機関構成員ないし団体の多数者の利益は、 ろが多いように思われる。トゥールは、 団機関との関係で独自の法的地位を主張できる法律関係とは言えなくなり、社団機関への単なる権力的服従関係とな し許されない。ところが、理由を付さないで除名できるということになると、このようなチェックは不可能となる。 ってしまう、ということである。 .るかを審査することを排除しようという意味のみを現実にはもつ、という。(32) このような団体では、 その行為に基づき除名し、 フルーメの主張をこのような趣旨だと理解するならば、フルーメ説には聞くべきとこ 理由を付さない、自由な除名権を認めることは、 構成員たる地位は、社団機関の意のままとなり、 社団は構成員に比べて共通の、より高次の利益を代表するというが、 結局、 トゥー 他の構成員は除名しないということは、平等取扱原則に反 ル説は、 機関構成員ないし団体の多数者に恣意的 フル かくして、構成員たる地位 裁判所が、平等取扱原則が守られ 平等取扱原則が認められなけれ ーメの説明は若干わかりにくい 理由を付した除名によっても十 ごな権限 団体の は、 社

- (3) v. Tuhr, Der Allgemeine Teil des Deutschen Bürgerlichen Rechts, Band I, S. 545
- (\mathfrak{A}) Flume, a.a.O.,S.120ff.

とする見解が、 (4) 弁明権について 労働法学者の間では有力である。 労働組合が統制処分を行う場合、被処分者に弁明の機会を付与しない統制処分は無効である 組合規約に弁明権が規定されているのに、 これを守らず統制処分を

うに、 使は、 言われ が、 理は 上の根拠はどこに 定しておらず、 ま 約 の場合に 行 「手続に た 弁 で 権 は の 保障 崩 ぁ 有 賛成で 存し 団 労働 る。 団 無に る。 結の構成員 0 いうるか 法二 Z 結 権 ないとする判例 おける正義』が要求される。 は、 め 公正さが必要とされることは、 反 趣旨 との 者の 論 か きない。 とくに 規約に 説に かわらず、 八条の 機会を 意味に 制裁処分が ک 12 ح で 立 (たりうる権利が保障され あ 背馳するもので 0 あ 0 意味 規範 たれ る。 るかという問題に 懲戒権が社団に生来の権利だとすれば、 組合員の 明文の規定の 処分が無効であることは 付与し おい での 的意 審査に際して全く本人の弁明を聴い て の る木内教授は次のように言われる。 (旭 有効であるための一要件として制裁手続 て、 点でも な 団 味内容に 川小型タクシー労組事件、 総意を十 統制手続の 結権、 15 あ 制裁手続 ない場合に る。 無効説が つい したがって、 は ひ 分に反映しうる手続に ίì 多くの学説の指摘するところである。 し たが ては 個別労 は、 て、 公正さの ていると解される。 ŧ 問題 有力であ 処分の その 必ずしも つ て、 働者 組合の固有権として除名をなしうること前 な 法的根拠は、 生存権を危くするものであり、 被除名者の弁明権について、 15 ・と思わ る。 組合規約 正 0 剪 当性それ 生存権保障に 旭 確な説明 Ш たとえば、 ていなければ、..... もとづいて除名が行なわ 弁明権もこれと対応的に付随するものと考える。 地判昭三三・三・二八労民集九巻二号一一 れ 「制裁処分が法的に る。 12 したがって、 は規定が 自体を 憲法二八条に求められると解され が 問 が なされてきた な 裏打ちされ 団 題 疑 あると否とに tť 体固 は、 公正で、 わ 公正 せ 有 規 るも し 権説 約 かし、 規約に定めが な制裁手続を欠く不当な た な 有効であるための一要件として、 12 (除名は))られると解される。 (34) 憲法二八条の法規範! わけ Ŏ け . 弁明 団 に 結の構 かゝ で n れ 立 あ で 労組 が権の か なけ ば た b なら れ は わらず、 ない 無効であると解する。 |成員とし 規定 法は 述のと る秋 れ ζŅ な なけ ば ように これ 7 なら C J か 田 れば 被処分者に て Ø おりであ 教 は 7 か 12 な 授 思 四頁) つい 12 0 これを守る条 は 労働 制裁 背 わ そ 被処分者 馳 れ すな の 7 0 実定法 があ するも 弁 権 何 者 ょ 明 の行 も規 うに 0 わ 思 制 0 団 規 る 5 7 無

うに、 得力が ない なければならないとする。(36) が、 条を引き合いに出すことは根拠として狭ますぎると思われ 除名等の場合に うな疑問が生ずる。まず、 機会を付与しない制裁処分は、 になると、 れそうであるが、 が生ずるので わち懲戒権が 規約に弁明 唆的であると考える。 権 (Verkehrssitte) が 彼は、 が、 なけ 規定され 契約説に立った場合、 感 じら れ 多くの社 権の 契約 懲 ばならない」と規定するので、 Ċ あるから、 れない。 社団に生来の権利であるとされる部分について、 戒 弁明 規定がな 0 15 解釈に るようであるし、(37) 果してそのような結論が妥当であろうか。 が社団に生来の権利だとすれば、 になっているとし、従って、定款に弁明権を規定していない社団によっても、 権は必要ないのであろうか。 団定款が弁明権を規定しているところから、 では、 ハインツハイマー 規約 よって、 い場合の処理をするのが妥当で 木内説では、 F 契約説に立っ 除名の法的性質は解約告知である。 イツ民法一五七条は、 12 原則としてこれを無効と解すべきである。」(35) 弁明 て の 権の 組合員間 取引慣行は契約 規定が は 弁明権の根拠を憲法二八条に求めるのであるが、 た場合、 除名の際に被除名者の弁明を聞くことが取引慣行になっ すでに一九一三年に契約説に立って、 17 は な 15 政党や宗教団体の場合も、 以上、 弁明権もこれと対応的 この問題 統制 契約は、 0 は 中 処 る。 被告知者に弁明の機会を与えなくても、 ない 分 味に この点に関しては、 は 0 すでに述べたように疑問 次に、 取引慣行を顧慮し信義誠実の要求に従って、 か 際に被処分者に なるのである。 告知の場合は、 除名の際に被除名者の弁明を聞くことは いかに考えられるべきであろうか。 と考える。 秋田説には、 に附随 この秋田説、 弁明権が必要であるとすると、 我が国 私は、 弁明の機会を与えるべ 私は、 する 権利者の一方的意思表示で法的効果 除名の 木内説に対するような疑問 でも、 という論証 イン があるので、 木内説に対しては、 問題を論じてい インツハ 労働組合以外の ツハ かな との取引 1 ŋ イマ 告知 ているということ 0 Ó すで ての きであ 前提部分、 組合規約 慣 説に 1 は有効と に述 論証 団体 行が守ら るのであ の見解 取 これ 憲法二八 る 従っ 次 は で 12 12 慣 生じ の とい 弁明 を が 72 ŧ す は Ź ょ 説

かなり広い

範

しく

. Š.

る。 この事実たる慣習は規約の中味になるので、被処分者に弁明の機会を与えずになした処分は無効と解されることに 民九二条)となっている、といってよいと思われる。 うことについて共通の了解が存在すると思われるので、 契約説に立った場合、 ということは、 この問題の場合にも言いうることなのである。(38) かならずしも当事者がすべての問題を取り決めておかなければならないというわけでは 従って、 統制処分の際に被処分者の弁明を聞くことは事実たる慣習 規約に規定がない場合でも、 法律行為の解 釈に よっ て

- 秋田成就「組合の統制」労働法演習一五頁
- 34 木内隆司「統制手続」現代労働法講座②二三七、二四〇—

应

36 Heinsheimer, Mitgliedschaft und Ausschliessung, S. 45f

37

島田陽一「組合規約の実際と分析」日本労働法学会誌六○号四二頁参照。

なお、取引慣行ないし事実たる慣習の意味と、それが契約解釈の際に果たす役割については、 原島 「前掲書」三八頁以下

(5)統制 処分と裁判 所の審 査

労働組合において、

除名などの統制

処分が行われた場合、

司法審査については、

団体固有権説、

団結権説を問.

わ

あると思われる除名等がなされたり、 を得ないないし好ましいことと考えるようになっているからだ、 ない組合員を、 囲で司法介入を認めてい 組合が除名し、 会社がこの者を解雇するといったことが行われたりしたため、 会社と組合がユニオン・ショ るように思われる。 これは、 ップ協定を結んでいる場合に、 ţ, s と思われる。 わゆる政党支持の自由をめぐっ U かし、 もちろん、 会社にとって好ま 司法審査をむしろ てか 組合で生ずる 間 題が

うに、 在も将来も仲間としての関係を断つという、 問題は、 であり、 にあり、 問題を、 いう問題は、 司法審査について、 その統制力は、 司法審査になじまないものとなる。」と言われる。また、(39) その拘束力は、 国家の干渉を容認し法の手を借りて解決すべきか、国家の干渉を排除し組合の自治能力で解決すべきか、 我が国でも提起されている。大脇教授は、「組合の規約は、 つまり合法であるが、 モラル=階級的連帯意識=社会規範に基礎をおく。その結果、 かなり厳しい限界を引く立場が我が国にも存在するが、 いわば団結の自由の自覚的集団的行使の結果生ずる連帯意識 法的効力をもたないモラルにほかならない。」とも言われる。(4) 「除名の法的基礎は、 各自の納得で守られるところの自覚的規律 契約説に立った場合、 原則として、 組合の統制違反者とは、 労働組合の ての Ì 自治規範 ての 内部 現 ع

39 <u>40</u> 大脇雅子「司法審査の限界」現代労働法講座②二六五、二六八一六九頁。

15

かゝ

に考えるべきであろうか。

この問題の検討のためにも、

フルー

メ説が参考になると思われる。

題の定款規定への当てはめには、 はないか、という点のみを審査しうる、とするのが判例・通説である。そして、 俗に反する方法で故意に他人に損害を加えた者は、その他人に対し損害を賠償する義務を負う―― ものであるかぎり、その処分が、 (1) フルー メ説 ドイツでは、 裁判所の審査権は及ばないとする。 法規違反、 社団が除名や罰金等の処分をした場合、 良俗違反、明らかな不公正ではないか、 裁判所は、その処分が定款に根拠をもつ 事実関係の確定やその事実関係 あるいは八二六条 -の要件を満すの 善良の の 問 で 風

当てはめについて審査権が及ぶのはもとより、 とれに対して、 当てはめの問題についても当然審査権は及ぶとする。(4) 契約説に立つフル 1 メは、 除名を解約告知としてのみ承認するため、通常の告知の場合と同様、 ド民三四三条 罰金についても、 発生した違約罰が不相当に高いときは、 違約罰のみを認めるので、事実関係 債務者の請

され

求に因 とは疑い 処分も、 法審査は、 0 対しては裁判所の審査権は及ばないとする。多くの非営利社団で科せられている、わずかな罰金はこれ n 社 係の場合と同様、 12 東力を生ずる。確定が公平に適せざるときは、 すべきものとする。公平なる裁量に依りて確定を為すべきときは、 条――契約当事者の一方に依って給付が確定されるべき場合には、 金額を定款に規定せず、ただ、 罰金に関しては、 は ないような措置が問題となる限りでは、 団の内部秩序に 1るとする。(46) と。そして、この措置を秩序違反罰(Die Busse für Ordnungswidrigkeiten)と名づけ、 裁判所が適当な額を決めることができるとする。このようにフルーメは、((3) り判決で以って相当な額に減ずることができる―― 名誉を害さない。Zurechtweisung(正しい方向を指し示すこと)という方法なら、 ないので、 社団事項の規制が当該社員にとって濫用と評価されうるかにのみ及びうる、とする。また、(45) 裁判所の審査権を全面的に認める。ただし、フルーメは、社団の場合に次のような特殊性を認める。 のみ奉仕し、関係者にとってなんら重要な不利益を意味せず、 この権力が及ぶ限り、 訴求・執行可能性も存しないとする。つまり、社団事項に関しては、決定権力が社団(4) 社団の機関が罰金を科することができると規定しているような場合に 司法審査は及ばず、除名や違約罰のような社団罰と異なり、 非営利社団の懲戒権 判決をもって確定をなす。 に従って裁判所が罰金を減額することも認める。 (Disziplinarstrafgewalt) 確定が公平に適する場合にのみ相手方に対して 疑はしきときは、公平なる裁量に依って確定をな ――に基づいて、罰金額が公平でない場合 関係者の名誉を侵害するとも考えら 除名、罰金について、通常の契約関 が承認しうること疑 社団権力の行使として許 この罰権力の行使に は、 ここでは, に当るが、 ド わゆる叱 に属するこ また、 司 ح 罰 拘 五 な

41 Vgl. Flume, a.a.O., S.107f. 通説は、裁判所の審査権の制限を、 けているのであるが、 この社団自治は、 イギリスで団体自治ないし組合自治といわれているものとはかなり異なるように 社団自治(Vereinsautonomie)ということで基礎づ

なのである(Vgl. BGHZ21, 370ff. BGHZ29, 352ff.)。この意味で、社団自治は社団に私的自治(Privatautonom-助力を一切却けるということを意味するが(秋田「イギリス労働組合の法的性格」労働法講座七巻上二〇三四頁参照)、 思われる。イギリスでは、組合自治という場合、組合内部の統制を一切組合が自己の責任と能力において行い、 に価する事実があったかについては審査することなく、社団の請求を認めなければならない、というのが社団自治の意味 めることを認めるのである。社団が社員に罰金の履行を求めた場合、裁判所は、定款で罰金が認められている限り、罰金 ドイツの社団自治の場合は、たとえば社団が社員に罰金を科した場合に社員が履行しないとき、社団が裁判所の助力を求

(2) Flume, a.a.O., S. 120.

ie)以上のいわば特権を与えているのである。

- (3) Flume, a.a.O., S. 126ff. 通説・ strafe) とは異なるものであるとし、 判例は、 社団罰にはド民三四三条は適用されないとする。 社団の科する罰金は、社団罰 (Vereinsstrafe) であり違約罰
- (4) Flume, a.a.O., S. 122f.
- (45) Flume, a.a.O., S. 140.
- (4) Flume, a.a.O., S. 126

は裁判所にもちださないという契約の有効性も承認しうるのではあるまいか。フルーメは、このような合意による団は裁判所にもちださないという契約の有効性も承認しうるのではあるまいか。フルーメは、このような合意による団 考える。契約で、訴権のない債務(=自然債務)をつくることが認められているのであるから、 ろうという。しかし、私は、このような団体も、法的意味をもつ社団として認めうると考える。(4) 体は民法の意味での社団ではなく、疑いもなくこのような団体は社団として法人格取得のための登録もできないであ の内部紛争、除名、罰金、会費等をめぐる紛争を裁判所にもち出さない、と決めることは許されるのではないか、 る。しかし、契約説によれば、裁判所の審査権を認めるのが必然的帰結であろうか。 (II) フルーメ説の検討 ・フルー メは、 契約説に基づいて、除名、 違約罰について全面的に裁判所の審査権を認 私は、 当事者間の合意で、 というのは、このような 団体構成員間 の 問 団 ع 題

所の ると思 団 考える宗教団 えば 政党に関しては、 訟をしたりすることは 団 は 体に 体で ない 宗教 審 は、 查 わ な か れる(9) 権 団 と考える。 ても、 構成員 が 体につい 排 体 は 除 間 ح されると解されている。(50) あ このような合意を認める必要のあ 民法上の社団として認めることになんら問題はないと考えられる。 ては、 のような要求は存在すると思われるし、 りうる · 0 問題を裁判所にもち出さないというだけであって、 あ りうるのであ 基本法一四〇条・ワイ 構成員がそのような合意をなして る。 このような規定のない我が国にお この意味では、 マ 1 るものも存在するのでは ル 憲法一三七条三項に このような団体にも法人格を認める必要性は十 そのような合意があれば、 いる場合、 このような団体も不動産を購入し よっ ない いても、 ح れを認めるべ て、 か、 裁判所の審査権を 団体 と思 そして、 その 0 わ う内部事 きて 'n 有効性を認 現実に る。 は K あ 項 るま ŧ K イ ツで 排 つ め ってよ 宗教団 一分に存む 除 は て、 じ たい り たと 裁 の 政 体 在 判 訴 す

規約 訟援助、 あ を認めてい る 側 の不当な喪失に関しては、 れ きであ は、 ば の 面 ならない。 統 12 限局せざるをえ 労働組合はどうであろうか。 組合施設利用権、 は考えておられ 制 るのである。 手続が民主的手続の条理に ということになりそうであ 」とも言わ な な 「……しかしわが国の実定法の規定からすれば、 解散時における組合財産分配権などである。(51) 15 れる。 裁判所が ようである。 とされ 大脇説も、 いかなっ るが、 前 訴を拒否する理 述した大脇説に 私は、 る。 たものであり、 「……し 結局、 し 我が かし、 国 労働 か 由 よれば、 の労働組合の場合に Ų 大脇説も実は、 は ない。 組合の内部事 規約通 か> つ、 労働組合の場合にも、 たとえば それが りに統制が行 労働組合に 項につい 組合員、 また、 現実に行わ 少なくとも組合員資格にもとづく は て司 内部事項に くとして共済を受け わ れ 関 審査の限界は れたか 法審 たとい Ų て の 査 か> を全面: 否 なり広 つき司法審査 うだけで ような合意 かを審 形式的妥当性 範 的 る 権利 理 は足りず、 囲 12 排 の 0 0 を排 存在 対象とし 司 除 財産 すべ 無 法審 を認 除 料 ŧ 手 そ す 0 的 査 利 め

の場合には、 合意ないし組合員間の共通の了解がある、と認めることには躊躇を感じる。それ故、((st)) 除名等に関して、 形式的に手続が守られたかだけでなく、除名にあたるような事実の有無等についても フルーメ説に従って、 労働

審査権が及ぶ、と解したい。(55)

ている、 ての社団の権力ということで基礎づけている。 を支払うというような形で問題となりうる。このような罰金は訴求・執行可能性がないとし、これを社団事項につい るが、この点はいかに考えるべきであろうか。このような罰金は、たとえば会議の時間に遅れた場合に、 団体での罰金も訴求できないと言えば十分ではなかろうか。 十分だと思われる。たとえば、デートの約束に遅れたとき罰金を支払う約束に基づいて罰金を訴求できないのと同様、(5) なお、 というようなことを言う必要はない、と考える。 フルーメは、 団体で行われている秩序違反に対する少額の罰金については、司法審査が及ばないと述べてい しかし、このような罰金の約束は、 いずれにせよ、 社団事項については社団が懲戒権をもっ いわゆる徳義上の契約と解すれば 若干の)罰金

- 47 フルーメは、自然債務ということで裁判所の審査権を排除することに反対する。社員たる地位の関しては債務ということ 務ということは問題にならないが、罰金や会費の請求の場合には、債務が問題になりうるし、自然債務について語ること が可能である。社員の除名の場合には、債務は問題とならないが、訴えることができないという約束は債務の場合だけ許 が問題とならないから、というのが一つの理由である (Flume, a.a.O., S.132)。 たしかに、社員の除名の場合には、債 されるという必要はないと思われる。
- (%) Flume, a.a.O., S. 132.
- $\widehat{49}$ このような団体も第三者と取引をしたり、第三者に対して不法行為をなすことがありうる。この場合、第三者が、 契約責任、 ように団体に法人格を認めることは、第三者にとっても便利であることを考えると、 不法行為責任を追及しようとすれば、団体が法人格を取得している方が、第三者にとっては便利である。 このような団体を民法上の社団と認 団体の

なお、 経済論集六巻二号二九頁以下参照 めず、法人権取得を認めないフルーメの見解は、 団体の法人格は第三者にも便宜を与えるものであることについては、 団体だけでなく第三者にも不利益を与える理論であり、 相本宏「権利能力なき社団論覚書」佐賀大学 支持し得ない。

- (S) Vgl. Flume, a.a.O., S.116.
- 大脇「前掲書」二六六頁。財産的利益があれば、組合員は裁判所に訴えることができるとされ、 いすぎではないと思われる。 配請求権まで財産的利益の中に入れておられるので、大脇説では、除名の場合には常に裁判所に訴えうる、といっても言 解散の場合の組合財産分
- $\widehat{52}$ 理ではなかろうか。 その団体自治は、まさに社会規範=モラルの次元で妥当すべきものだから」(二六九頁)といわれるが、社会規範=モラ 一旦裁判所にもち出すことができるとしておきながら、手続的側面に限局する理由として、これを引き合いに出すのは無 ルの次元で妥当すべきもの、というのであれば、団体の内部事項は裁判所にもち出すことができないと言うべきであり、 (53) 大脇「前掲書」二六九頁。ただし、審査が、なぜ手続的側面に限局せざるをえないのか、かならずしも明らかでな 「労働組合は民法上の組合や社団と異なる本質をもち、それゆえに団体自治と強度な統制を内在的な要請としてもち、
- 54 私も、残念ながら、組合の内部事項につき司法審査を排除する合意ないし組合員間の共通の了解の存在を認め得ないので結が維持され正しい労働運動の発展が保障されるということも残念ながら事実なのである。」(西谷「前掲書」一二頁)。 この点については、私は西谷教授の次のような見解に賛成である。「……組合の内部関係については組合内部で処理すべ ないであろうが、組合の統制権の発動があまりに団結の基本原則を逸脱する場合には、裁判所の介入によってかえって団 提起した者に対して批判がなされている。もとより、内部問題の自主的解決ということの一般的正当性を否定する者は きであり、裁判所という国家権力の介入を極力避けるべきであるという観点から、政党支持と統制処分にかかわる訴訟を
- 55 ただし、フルーメも、手続が遵守されたか、を重視する。「社団内の手続が規則通りに行われるということは、 の社員に対して、実体的にも理由のある処置のみを行なうという高い保証を提供する。 社団権力の濫用が存在するかが明らかとなる。」 (Flume, a.a.O., S. 138)。また、次のようにも言う。 「裁判官は 他方、規則に従った手続の中で

当るかの評価をしなければならないが、その際、裁判官は、手続に従って形成された機関の見解を重視せよ、というので ても。」(Flume, a.a.O., S.138f.)。重大な事由ないし正当な事由による除名の場合、裁判官は、ある事実が重要な事由に あ めに受けとらなければならないだろう。たとえ、それが、重大な事由が存在するかの彼の評価にとって拘束力はないとし 審査の際に、除名の権限をもつ機関の見解を、もしそれが規則に従った手続において形成されたものであるならば、 る。 このフルーメの見解は、我が国の問題を考える場合にも参考になると思われる。

- 56 フルーメ説に従うコーイングは、秩序罰(Ordnungsstrafe) とは、特に社団施設の利用や組織されたスポーツの開催の 際に、社団生活の秩序を確保するためのもの、という(Coing bei Staudinger, BGB, Vorbem zu § § 21—54 N.40.)。
- 57 徳義上の契約については、 広中俊雄「徳義上の契約」民法論集四九頁以下参照。

、団体規制をめぐる問題

するが、 かし、 体を公法原理に従わせることで、構成員の保護をはかろうとする立場がある。 ることを考えると、この点でのドイツの動きを検討することは無意味ではないであろう。 構成員の保護をはかろうとするものである。この立場は、 つの方向として、契約説の立場がある。この立場は、 団体をめぐる問題、 もう一つの方向として、巨大な団体、 特に、 ドイツにおいては、 特に、団体権力から個々の構成員をいかにして保護するか、という問題を考える場合には、 この対立が明確に存在する。 すなわち、労働組合、 団体と構成員との関係を契約関係としてとらえることによって 団体を私的な関係としてとらえている、と言ってよい。 政党法に関 スポーツ団体などを公的な団体ととらえ、 わが国でも、このような立場 西ドイツを参考にする動きが存 は この 存 在 在 団

58 たとえば、 規定は原則として組合内においても適用され、 東京大学労働法研究会・注釈労働組合法(上)は、労働組合を公的性格をもつものととらえ、「憲法の基本的人権 ないしは組合という組織に適合的に修正された形で組合内においても妥当

には、 申 解釈手法をとることによって実現されるべきであり、そうすることが不可能な場合に限って、憲法規範の直律的・補充的 は何かであるが、少なくとも組合内均等処遇原則、 な作用を肯定するのが望ましいと思われる。問題となるのは組合民主主義の実現を可能にするための最小限の前提条件と 団結自治の尊重は憲法二八条の不可欠の要請であることにかんがみるならば、憲法規範の組合内における妥当は、基本的 「労働組合内部問題法の基礎理論的考察」 組合内集会・結社の自由、組合内適正手続の確保は不可欠である。」(二〇七頁)。同旨のものとして、浜田冨士郎 組合規約を合憲解釈的に適用することによって、つまり、 ということでなければならないであろう」(二〇七頁)という。ただ、 久保敬治教授還曆記念・労働組合法の理論課題三二頁以下がある。 組合意思の決定・代表の選任に対する参加権、 組合規約の意義内容に憲法規範を盛り込むという規約の 続けて次のように言う。 言論・表現・批判の自

(1) 団体規制をめぐる二つの 立場

場は団体が巨大化し公的機能を担うことに基本的に賛成し、団体が巨大化することで生ずる弊害は、 を変えることで対処しようとする。 ことを阻止し、団体を再度私的なものにしようとするのである(Reprivatisierung)。これに対して、もう一つの立 する機能以外のすべての機能を他の機関に委ね、 ことに批判的であり、企業者団体の結合をカルテルとして禁止し、労働組合については、 イ ツ 12 お 15 ては、 団体規制をめぐって二つの立場が存在する。 団体の内部に憲法を適用する、 特に政治活動を制限しようとする。団体が巨大化し公的存在になる ないしは民主化するという立場である(8) 一つの立場は、 団体が巨大化し、 使用者に対し被用者を代表 公的 団体の内部組 機能 (Konsti-を担

tutionalisierung oder Demokratisierung)。この二つの流れの中では、 的 のだと思われる。社団には当然に罰権力が内在するとする立場は、 えている点で、 なものとし、 ζì 社団には契約に基づく以上の権利は存在しないとするのである。 わば社団を公的なものとみていると言える。 これに対して、 社団罰権力を公法上の行政権力と同質のものと考 フルー フル メの立場は、 つまり、 ーメの立場は、 社団罰権力をめぐる問題を 前者の 社団をあくまで私 流 れに棹さすも

59 以上については、52. Deutscher Juristentag での Kübler の報告参照(Die Verbände in der Demokratie und ihre Regelungsprobleme, Verhandlungen des 52. Deutschen Juristentages, Band I Teil P, P10f.) •

い、とされているため、政党法で内部組織につき詳しい規制がなされているのである。

- (8) Vgl. Meyer-Cording, Die Vereinsstrafe, S.76.
- (6) Vgl. Hadding, Korporationsrechtliche oder rechtsgeschäftliche Grundlagen des Vereinsrechts?, Festschrift für Robert Fischer, S. 194ff
- $\widehat{62}$ 社団に罰権力が内在するとする通説・判例は、社団には国家が認める独自の社団権力が帰属する、という(Vgl. BGHZ びつきやすいと思われる。また、通説・判例は、国家権力と社団権力を同質のものと考えているため、国家が社団権力を BGHZ13, S.11)。 このように、通説・判例は、社団には、国家が、社団権力といういわば特権を与えている、と考えて 規制することを容易に認めることになる、とも言いうる(Vgl. Hadding,a.a.O.,S.196.)。 いるのである(注(41)参照)。このため、国家は、必要とあらば、社団自治に介入することができる、とする見解に結 13, S.11)。そして、社団には社団権力が帰属するので、除名等についての裁判所の審査権が制限される、という(Vgl
- (11) 検討 団体規制に関する二つの立場のいずれに賛成すべきかは、簡単には答えることのできない問題である。

らば、

結社の

自由

(憲法二一

条

項

に違反し、

違憲というべきであろう。

いわゆる自民党の

「政党法要綱」

政党の内部秩序について規定しても違憲の問題は生じないが、

政党に う。 の自主的な決定に委ねられるべきだと考える。 ことになってい 合法に規定する救済が与えられ う規定を組合規約に含んでい 0 自主的に決めることが許されるべきではない な 政党の内部組 れ 12 ゖ ぞれ 思 直接無記名投票により選挙され ልኦ れ われ たとえば、 ば の政党が内部組織をい 公金を補助 る。 政党や労働組合を公的な団体とし、 組合として認めないというやり方は問題である。 織を規律することは憲法上許されない、 たとえば、 る 派 閥の する前提として、 (労組法一一条)。 存在 政党が、 し ない なければ、 かにするかは、 ない、 た代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経 選挙に参加するためには、 ような政党は、 同様のことを要求することは、 ことになっ このようなやり方はきわめて問題だと思わ 組合は、 か、 この内部組織を法律で規制 結社の自 てい と考える。 い、と考える。労働組合の場合も、自由で民主的な政党ではないといっ 労働組合法に規定する手続に参与する資格を有せず、 る 由の問題として、 (労組法五条) たとえば、 しかし、 定の内部組織を備えたものでなけれ きわ 我が国では、 0 各政党の自 しようとする方法には ストライキをする手続等に めて問題であるとい 同様に、 れ る。 法人格を取得することもできな 由な決定に委ねられるべきであろ なけ 同盟罷業は、 た特定の 組合の意思決定の方法は組合 定の内部組織を備えたも れ ば開始 わなけ 政党モ 問題 つい が少 し 組合員又は組合員 れ ばならない、 ば ないこと」とい デ 且つ、 7 ル ならない。 なくな 17 従って、 労働 組合が とか あで よう そ

契約 説の観点から考えていく方向が基本的には正しい のように考えると、 63 西ドイ ツでは、 基本法二一 政党や労働組合には、 条が、 政党の内部秩序は、 内部組織等のあり方に ので 民主的原則に適合しなければならない、 は ない か、 と考える。(4)に関しては広範れ な自治な を認 と規定しているため、 め 構成 員 の保護

我が国で政党の内部秩序について規制が行われるな (吉村試案

と我が国の憲法規定の差異が特に注意されねばならないと考える。 と中曽根首相が指示しているので、いずれ、この点も問題になるのではないか、と思われる。その際には、 政党の内部組織のあり方については特に言及はないが、 政党法については西ドイツ方式を含めて検討してもらいた

 $\widehat{64}$ 視するという場合、二つのアプローチが考えられる。一つは、労働組合を依然として有機的なまとまりをもった団体とし この意味で、西谷教授の次のような見解には賛成である。「労働組合の意義を否定することなく個々人の権利・自 影響を及ぼし、 働者を基点に据えてかかる労働者の自由意思による結合として労働組合を把握する発想 的まとまりをもった団体として把えかかる団体と組合員との関係を調整する(外的調整の視点)というよりも、個々の労 的な反省を迫ることになる。すなわち、労働組合の私的任意団体的性格を強調するということは、労働組合を一個の有機 想的構築の前提をなすと同時に、先に述べた労働運動と労働法の密接な関係により、集団的労働法理論のあり方にも根本 掘り下げて、 すであろう。従って、単に労働組合との関係において個人を重視するというにとどまらず、このような問題のレベルまで の視点)である。これらは必ずしも他を排斥しあうものではないが、いずれの発想に重点をおくかは重要な相違を生み出 る機能を営むであろう。 ある。その限りで団体優位の労働法理論は大幅な修正を迫られることになろう。それは当然、 て把え、そのようなものとして団体の社会力に外的制限を加えることによって個人との関係を調整していこうとするも (いわば外的調整の視点)であり、他は、個々人重視の発想を団体の成立ちにまで及ぼしていく発想(いわば内的再構成 新たな労働者像・労働組合像を考えていく必要がある。」「……労働組合像の再検討はいわば労働運動 またかかる解釈論が定着していけば現実の労働運動に一定の影響を与えることにより、 (西谷敏「現代労働法学の理論的課題」法の科学八号五〇、 五二頁)。 (内的構成の視点) 個別的な解釈論にも重要な 労働運動を変革す になじむので の思 を重

四、おわりに

本稿 は、 団体の内部関係をめぐる問題についての文字通り、 序説にすぎな CO 他説の批判は不十分であるし、 自

の根拠づけもまたそうである。 この点は、 今後の研究で補いたいと考える。

なお、 我々にとって、今日における最大の問題は、 労働組合に おける統制権の濫用 0 問題ではなくて、 企業に お H

Ş 今後の研究課題としたい。(65) る懲戒権の濫用の問題ではないか、と考える。 企業の懲戒権の場合も、 企業の懲戒権の問題は、 何故にこれが認められうるのか、 団体論の問題とは言えない 企業においては、 が、 が根本的に検討されねばならないと思われる。この点も、 団体の統制権 使用者と労働者が団体を形成している訳ではないか 懲戒 権 の基礎づけが問題となるように、

65 た場合、団体の統制権の問題と企業の懲戒権の問題とを同様に扱ってよいか、が今後の検討課題だと思われる。 解雇の法理(上)(下)」日本労働協会雑誌二七二号、二七三号、 企業の懲戒権の問題については、盛誠吾教授が、契約説に立って、きわめて注目すべき見解を述べておられる(盛 「懲戒処分」 現代労働法講座一〇巻参照)。契約説に立